

AYA 研 社会連携委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（以下「AYA 研」）社会連携委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 この委員会は、AYA 研定款第39条第1項ならびに定款施行細則第17条に基づき、思春期・若年成人がん領域における医療と支援の向上に関わる関係団体、思春期・若年成人がん患者とその家族並びに一般市民との連携を図ることにより、AYA 研と社会との連携を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は次の各号に関わる業務を所管する

1. 思春期・若年成人がん領域における医療と支援の向上に関わる関係団体との連携に関する事項
2. 思春期・若年成人がん患者とその家族並びに一般市民との連携に関する事項
3. その他 AYA 研と社会との連携を推進するにあたり必要と考えられる事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長および委員若干名をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

- 2 委員長は会議を進行し、業務を総括する。

(任期)

第6条 委員長・委員の任期は、定款施行細則第20条に従い、理事の任期に準じる。

(規定の改廃)

第7条 この規程は、理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は、平成30年12月19日より施行する。
2. この規定は、令和4年6月24日より施行する。